

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者の報告事項)	(任命権者の報告事項)
第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員 (臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。)に係る次 に掲げる事項とする。	第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員 (臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。)に係る次 に掲げる事項とする。
(1) [略]	(1) [略]
<u>(2) [略]</u>	<u>(2) 人事評価の状況</u>
<u>(3) [略]</u>	<u>(3) [略]</u>
<u>(4) [略]</u>	<u>(4) [略]</u>
<u>(5) [略]</u>	<u>(5) [略]</u>
<u>(6) [略]</u>	<u>(6) [略]</u>
<u>(7) 研修及び勤務成績の評定の状況</u>	<u>(7) 退職管理の状況</u>
<u>(8) [略]</u>	<u>(8) 研修の状況</u>
<u>(9) [略]</u>	<u>(9) [略]</u>
(人事委員会の報告事項)	(人事委員会の報告事項)
第5条 前条の規定により人事委員会が報告しなければならない事項は、次 に掲げる事項とする。	第5条 前条の規定により人事委員会が報告しなければならない事項は、次 に掲げる事項とする。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]

- (4) 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況  
(5) [略]

- (4) 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況  
(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況に係る人事委員会の知事に対する報告については、この条例による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。